亀山市告示第204号

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱の 一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月11日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要 綱の一部を改正する告示

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱(令和3年亀山市告示第206号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後

(補助金の対象となる派遣の期間)

第6条 補助金の対象となる医療従事者 の派遣は、令和4年4月1日から<u>令和</u> <u>5年3月31日</u>までの間に行われるも のとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする 医療機関は、<u>令和5年3月31日</u>まで に亀山市時間外及び休日のワクチン接 種会場への医療従事者派遣事業補助金 交付申請書(様式第1号。次条におい て「申請書」という。)に必要な書類 を添付して、市長に提出しなければな らない。 改正前

(補助金の対象となる派遣の期間)

第6条 補助金の対象となる医療従事者 の派遣は、令和4年4月1日から<u>令和</u> 4年9月30日までの間に行われるも のとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする 医療機関は、<u>令和4年10月14日</u>までに亀山市時間外及び休日のワクチン 接種会場への医療従事者派遣事業補助 金交付申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に必要な書 類を添付して、市長に提出しなければ ならない。

附則

この告示は、公表の日から施行する。